

## 国立国会図書館法による出版物の納入に関する規程

(昭和二十四年六月二十八日国立国会図書館規程第三号)

改正	平成	元年	十月	十二日	国立国会図書館規程第二号
	同	十一年	四月	一日	同
	同	十二年	四月	七日	同
	同	十六年	十二月	一日	同
	同	十九年	十一月	十二日	同
	同	二十年	四月	二十五日	同
	同	二十一年	四月	十日	同

### (国の諸機関の納入部数)

**第一条** 国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号。以下「法」という。)第二十四条第一項の規定により国の諸機関が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、館長の定める区分に応じ、五部以上三十部以下の範囲内で館長の定める部数とする。

### (国の諸機関に準ずる法人の納入部数)

**第二条** 法第二十四条第二項各号に掲げる法人が納入すべき出版物の部数は、特別の事由のない限り、五部とする。

### (地方公共団体の諸機関の納入部数)

**第三条** 法第二十四条の二第一項の規定により地方公共団体の諸機関が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市(以下「指定都

市」という。)を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の諸機関 五部

二 市(指定都市を除き、特別区を含む。以下同じ。)(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の諸機関 三部

三 町村(これに準ずる特別地方公共団体を含む。以下同じ。)の諸機関 二部

### (地方公共団体の諸機関に準ずる法人の納入部数)

**第四条** 法第二十四条の二第二項各号に掲げる法人が納入するものとされる出版物の部数は、特別の事由のない限り、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数とする。

一 都道府県又は都道府県及び市町村が設立した法人 四部

二 地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構及び日本下水道事

業団 四部

三 市又は市及び町村が設立した法人 二部

四 町村が設立した法人 二部

### (納入部数の上限)

**第五条** 前各条に規定する納入部数が当該出版物の発行部数の一割を超える場合の当該納入部数は、当該発行部数の一割とする。

### (代償金額の決定手続)

**第六条** 法第二十五条第三項に規定する代償金につき、館長は、納本制度審議会に諮問し、その額を決定する。

### (納入の免除)

**第七条** 法第二十四条第一項第六号に該当する出版物については、  
当分の間、その納入を免ずる。ただし、特別の事由のあるときは、  
この限りでない。

(委任)

**第八条** この規程に定めるもののほか、出版物の納入に関し必要な  
事項は、館長が定める。

**附則**

この規程は、昭和二十四年七月一日から、これを施行する。

**附則** (平成元年十月十二日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、平成元年十月十二日から施行する。

**附則** (平成十一年四月一日国立国会図書館規程第二号) 抄

1 この規程は、平成十一年四月一日から施行する。

**附則** (平成十二年四月七日国立国会図書館規程第三号)

1 この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十  
二年法律第三十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成十二年十月一日)

2 この規程の施行前に発行された出版物の納入については、なお  
従前の例による。

**附則** (平成十六年十二月一日国立国会図書館規程第二号)

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成十六  
年法律第四十五号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成十七年一月一日)

**附則** (平成十九年十一月十二日国立国会図書館規程第三号)

この規程は、競馬法及び日本中央競馬会法の一部を改正する法律  
(平成十九年法律第七十六号)の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十年一月一日)

**附則** (平成二十年四月二十五日国立国会図書館規程第四号)

この規程は、国立国会図書館法の一部を改正する法律(平成二十  
年法律第二十号)中国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)  
別表第二の改正規定の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十年四月二十五日)

**附則** (平成二十一年四月十日国立国会図書館規程第四号)

この規程は、地方交付税法等の一部を改正する法律(平成二十一  
年法律第十号)附則第七条の規定の施行の日から施行する。

(施行の日) 平成二十一年六月一日)